



第56号 かまがや 消費生活センターだより

〈令和8年2月発行〉
発行元
鎌ヶ谷市消費生活センター
TEL：047-445-1246



海産物の強引な電話勧誘トラブル



相談事例1

「断ったのに送ってきて、支払ってしまった」

自宅に電話があり、海産物の詰め合わせの購入を勧められた。断ったが、海産物が送られてきたので、仕方なく受け取って、代金を支払った。強引に売り込みをされ、送られてきたものなので、返金してほしい。

相談事例2

「断ったけれど、送ってこないか心配」

海産物販売事業者から、「以前購入してもらった方に案内している」と電話があった。しかし過去に当該事業者から購入した覚えはない。「冷凍庫も一杯なのでいらない」と断ったが、「売れないと倒産する」と強引に勧誘してくる。何度も断っているのに、「来月に届ける」と言われ、一方的に電話を切られた。事業者名も連絡先もわからないが、もし届いたら、どうしたらよいか。

相談事例3

「購入を承諾したが、断りたい」

海産物販売業者から突然電話があり、「以前も買ってもらった。年末のセールで売れ残って困っている。大幅値引きする。」と言われ、2万円の商品を買うことを承諾してしまった。その後断ろうと思ったが、連絡先が分からない。



契約についてや、身に覚えのない請求、不審な電話・メールなどでお困りの際は、鎌ヶ谷市消費生活センターにお気軽に相談ください。

鎌ヶ谷市消費生活センター（市役所2階）
電話：047-445-1246（予約優先）
時間：平日10時～12時、13時～16時

理解度チェックにも挑戦してみてください！

全国共通の電話番号
消費者ホットライン 188



消費者ホットライン
188
イメージキャラクター
イヤマン

助言



- 「電話勧誘で海産物の購入をしつこく迫られた、断ったのに送られてきた」などの相談が寄せられています。**はっきり断っているのに、事業者が繰り返し勧誘をすることは、法律で禁止**されています。そのような行為は禁止されていることを伝え、きっぱり断りましょう。
- 断る際は、事業者名・連絡先等を聞いたうえで「**いりません**」「**興味ありません**」などと、はっきりした言葉で意思を伝えましょう。
- 知らない電話には**出ない**、あるいは**常時留守番電話**にしておくのも一法です。
- 断ったにもかかわらず送り付けられた商品については、荷物に貼付されている**送り主の名称、所在地および電話番号をメモ**し、スマホで写真を撮りましょう。宅配便業者には「注文していないので受け取りません」と伝え、**受け取り拒否**しましょう。
- 電話勧誘販売の場合は、契約してしまっても、特定商取引法に定める書面を受け取った日から数えて8日以内は、**クーリング・オフ**ができます。困ったときは、消費生活センターに相談してください。
- 代金を支払ってしまった場合、事業者が返金に応じるまで、粘り強い交渉が必要となる場合があるので、何よりも、注文した覚えのない商品に関しては、とにかく**代金を支払わないことが肝要**です。
- 同居の家族にも、代引き注文はしていないことを知らせておくのがよいでしょう。



まとめ



不要である場合は**きっぱりと断りましょう**。断ったにもかかわらず、一方的に商品が届いたら、**受け取り拒否**しましょう。もし代金を支払ってしまった場合は、消費生活センターに相談しましょう。

